

住宅改修・住宅改造、特定福祉用具購入申請時の取り扱いの変更について

令和7年10月20日より、窓口業務の効率化と市民の皆様へのサービス向上を目的として、申請書の受付方法を以下のとおり変更いたします。

【変更の対象となる申請】

住宅改修、住宅改造、特定福祉用具購入に関する申請（事前・事後不問）のうち、次の①～③いずれかの条件を満たすもの

- ① 住宅改造の申請を3件以上同時に申請する場合
- ② 住宅改修、住宅改造、特定福祉用具購入の申請を合計で5件以上同時に申請する場合
- ③ 昼12～13時に受付する場合（件数不問）

【令和7年10月17日までの申請受付】

書類預かり後、件数に関係なくその場で確認を行い、受付あるいは返却を行う。

【令和7年10月20日以降の申請受付】

上記の条件を満たす件数の書類をお預かりした後、預かり票をお渡しします。

受付担当者が内容確認を行い、確認完了後、介護保険課より連絡をします。原則として連絡の当日中に「申請受理（控）」等を受け取りに再度ご来庁ください。この時の確認は、書類が揃っているか等の簡易な確認であり、詳細な内容の確認については各担当者が行います。そのため、内容についての問い合わせは後日担当者から行います。

なお、事前申請については、「申請受理（控）」をお渡しする日が受付日となります。取りに来られない場合は、書類をお預かりしていても受付はいたしません。

《書類確認完了までの目安時間》

- ・ 5～10件：30分～1時間程度
- ・ 10～15件：1時間～1時間半程度
- ・ 15～20件：1時間半～2時間程度
- ・ 20件以上：2時間以上

※ あくまで目安であり、申請の内容、業務の都合により多少前後する場合があります。

※ 12～13時の間は、上の目安からさらに1時間多く必要です。

※ 16時以降の受付分については、原則として翌日の連絡になります。

【当日中にご来庁いただけない場合】

急用等により当課連絡の当日にご来庁いただけない場合は、初回のご来庁時または当課連絡時にお申し出ください。その場合であっても、3営業日以内に必ずご来庁ください。

なお、いかなる理由があっても、3営業日を超えて来庁されない状況が続く場合、1日の受付件数を4件以下に制限させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、あらかじめ必要分の切手を貼った返信用封筒をご持参いただければ、返送での対応もいたしますので、お申し出ください。